

山形市議会基本条例 《検証結果報告書》

令和7年3月

山形市議会 議会運営委員会

目 次

1 目的	P 1
2 経過	P 1
3 検証方法	P 2
4 検証結果		
(1) 検証結果における今後の取組方針	P 4
(2) 検証項目ごとの検証結果	P 6
5 むすびに	P 1 8

1 目的

平成 25 年 4 月 1 日に施行された山形市議会基本条例（以下「基本条例」という。）は、二元代表制における合議機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会とその構成員である議員が活動するに当たっての基本的な事項を定めている。

山形市議会では、基本条例の施行以降、より市民に身近でわかりやすく、公平公正で信頼される議会の実現を目指して議会改革に取り組んでおり、平成 30 年 11 月には、基本条例の施行から 5 年が経過したことを契機として、基本条例第 21 条に基づき、議会運営委員会を中心に検証・評価を行った。

前回の検証を踏まえて、議会開会中の保育室の設置や広報広聴委員会の設置、議会タブレット端末の導入などさまざまな議会改革に取り組んできたが、さらなる議会改革に向けた今後の取組方針を示すために、改めて検証・評価を行うこととした。

2 経過

本委員会では、平成 30 年の第 1 回検証時から令和 6 年 3 月 31 日までの間に実施した取り組みを中心に整理した取組実績表等に基づき、検証項目ごとに関連性のある条文をまとめ、取組実績の評価や今後の取組方策等を確認する検証シートを作成し、協議、検討を行った。

（議会運営委員会での経過）

年月日	内 容
令和6年5月30日	議長より基本条例の検証を提案 基本条例の検証について実施の確認
令和6年6月24日	具体的な検証方法について協議・決定 ①実施要領 ②検証シート ③取組実績表 検証シートに基づき、会派ごとに検証を実施
令和6年10月7日	評価等の取りまとめ
令和6年11月28日	評価等の取りまとめ
令和6年12月12日	検討課題の抽出
令和7年2月20日	今後の取組方針について検討
令和7年2月27日	検証結果報告書の作成について協議
令和7年3月6日	検証結果報告書の内容について協議・決定
令和7年3月11日	議長へ検証結果報告書の提出

3 検証方法

本委員会における検証については、下記の山形市議会基本条例の検証に関する実施要領を定め、取り組むこととした。

□山形市議会基本条例の検証に関する実施要領（令和6年6月24日制定）

1. 趣 旨

この要領は、山形市議会基本条例（平成24年条例第41号。以下「基本条例」という。）第21条の規定に基づき、この条例の目的の達成状況等の検証を円滑に行うため、検証の方法及び検証結果の公表方法等、必要な事項を定めるものとする。

2. 検証体制

基本条例の検証は、議会運営委員会において行うものとする。

3. 検証項目及び検証対象期間

（1）検証項目

- ①市民への積極的な情報公開
- ②多様な市民意見の把握と市民参加の促進
- ③市民にわかりやすい議会
- ④審議等の活性化
- ⑤活動基盤の整備
- ⑥危機管理体制の整備
- ⑦検証及び評価

（2）検証対象期間

平成30年11月21日から令和6年3月31日まで

4. 検証の方法等

（1）検証は、取組実績表等に基づき、検証項目ごとに関連性のある条文をまとめた検証シートを用い、次の区分による評価等を行う。

《実績評価》

- 1：達成
- 2：一部達成
- 3：未達成
- 4：未着手

《今後の対応》

- A：継続
- B：改善・拡充
- C：完了・終了
- D：その他

（2）検証シートに基づく会派ごとの検証に基づき取りまとめを行い、検証結果報告書を作成するものとする。なお、会派に属さない議員（正副議長を除く）からも検証シートの提出を受けるものとする。

5. 検証結果の公表等

- (1) 検証結果報告書を議長に提出するとともに、全員協議会において検証結果の報告を行うものとする。
- (2) 検証結果報告書を議会ホームページや議会報に掲載するなど、広く市民への周知を図るものとする。

6. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は議会運営委員会において別に定める。

4 検証結果

(1) 検証結果における今後の取組方針

山形市議会基本条例の検証に関する実施要領に基づき、会派ごとの検証結果を取りまとめ、今後、検討が必要な項目を抽出し、その対応について協議した結果、今後の取組方針について以下のとおり決定した。

なお、検証項目ごとの検証結果については、6頁～17頁に記載のとおりである。

① 議会報告会の開催方法の見直し及びさらなる活性化に向けた検討について

議案等の審議の過程や結果などを市民に報告することを目的に、基本条例を施行した平成25年度以降、原則として年1回の議会報告会を開催しているが、意見交換の充実を図るため、意見交換会の実施を含めて議会報告会の在り方について調査・研究するとともに、基本条例の改正の必要性についても検討していく。

《検証シートNo.①：市民への積極的な情報公開

〃 No.②：多様な市民意見の把握と市民参加の促進》

② 常任委員会のインターネット中継の実施について

YouTubeなどを活用した委員会での審議の過程を公開する方法について調査・研究するとともに、情報公開の充実や審査の活性化についても検討していく。

《検証シートNo.①：市民への積極的な情報公開

〃 No.④：審議等の活性化》

③ SNSを活用した情報発信の強化について

市公式LINEなどを活用した議会日程などの情報発信について検討していく。

《検証シートNo.①：市民への積極的な情報公開》

④ 傍聴者の年齢制限の見直しについて

現状では、議長の許可がなければ児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができないため、傍聴者の年齢制限の見直しについて検討していく。

《検証シートNo.②：多様な市民意見の把握と市民参加の促進》

⑤ 議員間討議の在り方について

議員間討議があまり活用されていないことから、議員間討議を活用し審査等のさらなる活性化を図るため、手法や活用方法などについて検討していく。

《検証シートNo.③：市民にわかりやすい議会

〃 No.④：審議等の活性化》

⑥ 議場ディスプレイの活用及び拡充について

議場ディスプレイに表示されるものをタブレットでも見られるようにすることや、議員が質問席から自らタブレットなどを使用して議場のディスプレイ表示を行うなど、一般質問における議場ディスプレイの活用方法などについて検討していく。また、議場ディスプレイは傍聴席から見えづらいため、傍聴席へのディスプレイ増設等についても併せて検討していく。

《検証シートNo.③：市民にわかりやすい議会

〃 No.④：審議等の活性化》

⑦ 特別委員会設置手法の検討について

重要課題を常に研究し、課題解決に向けて継続した議論を重ねるため、特別委員会の設置手法について検討していく。

《検証シートNo.④：審議等の活性化》

⑧ 名称変更も含めた議会事務局の体制強化について

議会事務局の法務政策形成及び政策立案能力の充実に図るため、名称の変更を含めた体制強化について検討していく。

《検証シートNo.⑤：活動基盤の整備》

⑨ 情報連絡手法の検討について

議会タブレット端末等を活用した情報連絡手法について検討していく。

《検証シートNo.⑤：活動基盤の整備》

⑩ 山形市議会災害時対応マニュアルの見直しについて

近年多発する激甚災害に対応するため、山形市議会災害時対応マニュアルの見直しについて検討していく。

《検証シートNo.⑥：危機管理体制の整備》

⑪ 検証頻度及び評価について

山形市議会基本条例の検証頻度について、5年サイクルを基本としながら、必要に応じて適宜実施することについて検討していく。

《検証シートNo.⑦：検証及び評価》

(2) 検証項目ごとの検証結果

No.①	検証項目	市民への積極的な情報公開
関連条文		<p>《第7条 議会の情報公開》 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を積極的に公開し、説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>《第8条 会議の公開》 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会等の会議を原則公開とする。</p> <p>《第9条 議会報告》 議会は、議案等の審議の過程、結果等について市民に明らかにするため、それらの報告会などの実施に努めるものとする。</p> <p>《第10条 議案に対する態度の公表》 議会は、全ての議案に対する各議員の態度を公表する。</p>
現況及び取組実績		<p>【第1回検証以降の取組】</p> <p>《第7条》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆議会中継のアクセス数 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度 生中継視聴 2,773件／録画視聴 2,332件 令和元年度 生中継視聴 3,001件／録画視聴 3,030件 令和2年度 生中継視聴 3,526件／録画視聴 2,503件 令和3年度 生中継視聴 3,285件／録画視聴 4,059件 令和4年度 生中継視聴 2,656件／録画視聴 3,850件 令和5年度 生中継視聴 3,046件／録画視聴 4,047件 ◆議会日程を市公式フェイスブックに掲載（令和5年3月定例会～） ◆議会日程を市役所1階デジタルサイネージに掲示（令和5年9月定例会～） ◆委員会日程を議会ホームページに掲載 ◆広報広聴委員会の設置（令和3年5月に議会報委員会から名称変更） <p>《第7・9条》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆議会報告会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・参加人数（市内8カ所） <ul style="list-style-type: none"> 平成30年11月 165人 令和元年12月 140人 ※令和2年度、3年度は新型コロナのため中止 ・参加人数（議場での開催） <ul style="list-style-type: none"> 令和4年11月 45人（オンラインとのハイブリッド方式） 令和5年12月 66人（議場演奏会と併せて実施） ◆広報広聴委員会の体制強化（令和5年6月に「各会派から・・・1名」としていた委員定数を「8名」に変更した）

実績評価	達成	新翔会・未来やまがた・公明党・令政会
	一部達成	緑政会・無会派
今後の 取組方針	継続	新翔会・未来やまがた・令政会
	改善・拡充	緑政会・公明党・無会派
	<p>【理由】</p> <p>(緑政会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会報告会の在り方などについて、広報広聴委員会の検討結果を踏まえて、より多様な市民が参加できるように改善していく必要がある。 <p>(公明党)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会中継や議会報告会を通じた積極的な情報公開に努めるとともに、広報広聴委員会の体制を強化し、その機能の拡充を図っているが、さらなる拡充に向けた取り組みを検討する必要がある。 <p>(無会派)</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報広聴委員会の強化など前進した面がある一方、市民に関心を持ってもらう手法や周知の方法などに改善の余地がある。 	
	<p>【今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 議会報告会の開催方法の見直し及びさらなる活性化に向けた検討について 議案等の審議の過程や結果などを市民に報告することを目的に、基本条例を施行した平成25年度以降、原則として年1回の議会報告会を開催しているが、意見交換の充実を図るため、意見交換会の実施を含めて議会報告会の在り方について調査・研究するとともに、基本条例の改正の必要性についても検討していく。 □ 常任委員会のインターネット中継の実施について YouTubeなどを活用した委員会での審議の過程を公開する方法について調査・研究するとともに、情報公開の充実や審査の活性化についても検討していく。 □ SNSを活用した情報発信の強化について 市公式LINEなどを活用した議会日程などの情報発信について検討していく。 	

No.②	検証項目	多様な市民意見の把握と市民参加の促進						
関連条文		<p>《第6条 市民と議会の関係》 議会は、市民の多様な意見を把握し、市政に反映する機関として、議会への市民参加の推進に努めるものとする。</p> <p>《第9条 議会報告》 議会は、議案等の審議の過程、結果等について市民に明らかにするため、それらの報告会などの実施に努めるものとする。</p> <p>《第11条 請願者及び陳情者の意見陳述》 議会は、請願又は陳情の審査に当たって、請願者又は陳情者から意見陳述の申出があり、その申出が適当と認められる場合には、それらの者から当該請願又は陳情に関する意見を聴くものとする。</p>						
現況及び取組実績		<p>【第1回検証以降の取組】</p> <p>《第6条》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆和会議室を保育室・授乳室として開放（平成30年12月定例会～） ◆請願の締切日を定例会初日の3日前に変更（令和4年3月定例会～） ※従来は定例会の日程を決める議会運営委員会開催日の3日前 ◆議場見学会&演奏会の実施（平成30年12月実施 参加者72人、令和元年12月実施 参加者68人） ◆議場演奏会の実施（令和3年2月実施 参加者69人） ◆議会棟見学&演奏会の実施（令和5年1月実施 参加者42人） ◆議場平和コンサート&議会棟見学会の実施（令和5年10月実施 参加者54人） 議場平和コンサート⇒被爆ピアノの演奏 <p>《第6・9条》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆議会報告会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・参加人数（市内8カ所） 平成30年11月 165人 令和元年12月 140人 ※令和2年度、3年度は新型コロナのため中止 ・参加人数（議場での開催） 令和4年11月 45人（オンラインとのハイブリッド方式） 令和5年12月 66人（議場演奏会と併せて実施） <p>《第6・11条》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆請願者及び陳情者の意見陳述を実施 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平成30年 4回</td> <td>令和3年 2回</td> </tr> <tr> <td>令和元年 0回</td> <td>令和4年 5回</td> </tr> <tr> <td>令和2年 1回</td> <td>令和5年 1回</td> </tr> </table> 	平成30年 4回	令和3年 2回	令和元年 0回	令和4年 5回	令和2年 1回	令和5年 1回
平成30年 4回	令和3年 2回							
令和元年 0回	令和4年 5回							
令和2年 1回	令和5年 1回							

実績評価	一部達成	新翔会・緑政会・未来やまがた・公明党・令政会・無党派
今後の 取組方針	継続	無党派
	改善・拡充	新翔会・緑政会・未来やまがた・公明党・令政会
	<p>【理由】</p> <p>(新翔会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴委員会で検討中の意見交換会を実施することなどにより、市民の満足度を高め、議会と市民とのコミュニケーションをより一層強化していく必要がある。 <p>(緑政会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童以下の傍聴に議長承認を不要とするなど、傍聴者の年齢制限を緩和する方向で検討していく必要がある。 ・議会報告会の在り方などについて、広報広聴委員会の検討結果を踏まえて、より多様な市民が参加できるように改善していく必要がある。 <p>(未来やまがた)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の在り方について調査・研究中と認識しているが、より市民参加しやすい環境づくりを考える必要がある。 ・委員会や分科会における議論の経過と結果を公開する必要がある。 <p>(公明党)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会を議場見学会や演奏会などと合わせて実施し、オンラインも活用するなど、市民が議会を身近に感じることでできる工夫をしながら開催を重ねてきたが、さらなる参加者の増に向けた取り組みが必要である。 <p>(令政会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会については、議場演奏会との同時開催や、Zoom 中継など、市民が参加しやすい仕組みを取り入れながら実施しているが、さらなる拡充に向けた取り組みを検討する必要がある。 	
<p>【今後の方針】</p> <p>□議会報告会の開催方法の見直し及びさらなる活性化に向けた検討について</p> <p>議案等の審議の過程や結果などを市民に報告することを目的に、基本条例を施行した平成25年度以降、原則として年1回の議会報告会を開催しているが、意見交換の充実を図るため、意見交換会の実施を含めて議会報告会の在り方について調査・研究するとともに、基本条例の改正の必要性についても検討していく。</p> <p>□傍聴者の年齢制限の見直しについて</p> <p>現状では、議長の許可がなければ児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができないため、傍聴者の年齢制限の見直しについて検討していく。</p>		

No.③	検証項目	市民にわかりやすい議会										
関連条文		<p>《第 7 条 議会の情報公開》 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を積極的に公開し、説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>《第 10 条 議案に対する態度の公表》 議会は、全ての議案に対する各議員の態度を公表する。</p> <p>《第 13 条 一般質問》 本会議における市政一般方針に対する質問（以下この条において「一般質問」という。）は、一括質問・一括答弁又は一問一答のいずれかの方法を選択して行うものとする。 2 前項に定めるもののほか、一般質問の実施方法等については、議会運営委員会において定める。</p> <p>《第 14 条 議員間討議》 議会は、議案の審議等に当たっては、必要に応じ、議員相互による討議の場を設けるものとする。</p>										
現況及び取組実績		<p>【第 1 回検証以降の取組】</p> <p>《第 14 条》</p> <p>◆委員会における議員間討議を実施</p> <table border="0"> <tr> <td>令和 2 年 6 月</td> <td>総務委員会（請願）</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 6 月</td> <td>総務委員会（その他）</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 6 月</td> <td>産業文教委員会（請願）</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年 10 月</td> <td>厚生委員会（議案）</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年 3 月</td> <td>産業文教委員会（議案）</td> </tr> </table>	令和 2 年 6 月	総務委員会（請願）	令和 2 年 6 月	総務委員会（その他）	令和 2 年 6 月	産業文教委員会（請願）	令和 5 年 10 月	厚生委員会（議案）	令和 6 年 3 月	産業文教委員会（議案）
令和 2 年 6 月	総務委員会（請願）											
令和 2 年 6 月	総務委員会（その他）											
令和 2 年 6 月	産業文教委員会（請願）											
令和 5 年 10 月	厚生委員会（議案）											
令和 6 年 3 月	産業文教委員会（議案）											

実績評価	達成	新翔会・令政会
	一部達成	緑政会・未来やまがた・公明党
	未達成	無会派
今後の 取組方針	継続	新翔会・令政会
	改善・拡充	緑政会・未来やまがた・公明党・無会派
	<p>【理由】</p> <p>(緑政会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員間討議の件数が少ないため、さらに活発な討議を目指す必要がある。 <p>(未来やまがた)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議員間討議をより充実させ、市民の要望に応える努力をすべき。 特に請願についての議論が深まっておらず、継続審査とした場合に、その後の調査・研究の結果が議論されていない。 <p>(公明党)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検証期間における議員間討議の実績は、必要に応じた実施の結果としての件数と認識しているが、充実した審議を図るためにさらなる実施を検討すべき。 <p>(無会派)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会審議は元々わかりにくいものであることから、内容を分かりやすく伝えるために、さらなる工夫が必要である。 	
	<p>【今後の方針】</p> <p>□議員間討議の在り方について</p> <p>議員間討議があまり活用されていないことから、議員間討議を活用し審査等のさらなる活性化を図るため、手法や活用方法などについて検討していく。</p> <p>□議場ディスプレイの活用及び拡充について</p> <p>議場ディスプレイに表示されるものをタブレットでも見られるようにすることや、議員が質問席から自らタブレットなどを使用して議場のディスプレイ表示を行うなど、一般質問における議場ディスプレイの活用方法などについて検討していく。また、議場ディスプレイは傍聴席から見えづらいため、傍聴席へのディスプレイ増設等についても併せて検討していく。</p>	

No.④	検証項目	審議等の活性化
関連条文		<p>《第 12 条 市長等との関係》 議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）は、議会審議において常に緊張関係を保持するとともに、相互の議論を深めるよう努めなければならない。</p> <p>《第 13 条 一般質問》 本会議における市政一般方針に対する質問（以下この条において「一般質問」という。）は、一括質問・一括答弁又は一問一答のいずれかの方法を選択して行うものとする。 2 前項に定めるもののほか、一般質問の実施方法等については、議会運営委員会において定める。</p> <p>《第 14 条 議員間討議》 議会は、議案の審議等に当たっては、必要に応じ、議員相互による討議の場を設けるものとする。</p>
現況及び取組実績		<p>【第 1 回検証以降の取組】</p> <p>《第 12 条》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆防災対策特別委員会、まちづくり・有害鳥獣対策特別委員会の設置（令和 3 年 11 月～令和 5 年 4 月） ◆新型コロナウイルス感染症対策に関する提言（令和 2 年 5 月） ◆豪雨災害対応等に関する提言（令和 2 年 10 月） ◆防災対策に関する提言、まちづくり・有害鳥獣対策に関する提言（令和 5 年 3 月） <p>《第 14 条》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆委員会における議員間討議を実施 <ul style="list-style-type: none"> 令和 2 年 6 月 総務委員会（請願） 令和 2 年 6 月 総務委員会（その他） 令和 2 年 6 月 産業文教委員会（請願） 令和 5 年 10 月 厚生委員会（議案） 令和 6 年 3 月 産業文教委員会（議案）

実績評価	達成	新翔会
	一部達成	緑政会・未来やまがた・公明党・令政会
	未達成	無会派
今後の 取組方針	継続	新翔会・令政会
	改善・拡充	緑政会・未来やまがた・公明党・無会派
	<p>【理由】</p> <p>(緑政会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続的な特定課題への対応にタイムラグが生じており、調査研究や議論が不足しているため、改善が必要である。 <p>(未来やまがた)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会における審査及び議員間討議がより活発な議論に基づいてなされることが望ましい。 <p>(公明党)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別委員会の設置や提言を通じて、議会の政策提言力の向上を図っているが、さらなる拡充に向けた取り組みを検討する必要がある。 <p>(無会派)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般質問の回数が年1回では議論が深まらないため、改善が必要である。 議員間討議に不慣れであり、課題がある。 <p>【今後の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> □特別委員会設置手法の検討について 重要課題を常に研究し、課題解決に向けて継続した議論を重ねるため、特別委員会の設置手法について検討していく。 □常任委員会のインターネット中継の実施について YouTubeなどを活用した委員会での審議の過程を公開する方法について調査・研究するとともに、情報公開の充実や審査の活性化についても検討していく。 □議場ディスプレイの活用及び拡充について 議場ディスプレイに表示されるものをタブレットでも見られるようにすることや、議員が質問席から自らタブレットなどを使用して議場のディスプレイ表示を行うなど、一般質問における議場ディスプレイの活用方法などについて検討していく。また、議場ディスプレイは傍聴席から見づらいため、傍聴席へのディスプレイ増設等についても併せて検討していく。 □議員間討議の在り方について 議員間討議があまり活用されていないことから、議員間討議を活用し審査等のさらなる活性化を図るため、手法や活用方法などについて検討していく。 	

No.⑤	検証項目	活動基盤の整備
関連条文		<p>《第 15 条 議員の資質及び調査・政策形成能力の向上》 議員は、市民の負託に応えるため、常に資質と政策形成能力の向上に努めるものとする。 2 議会は、行政課題を常に把握するため、各分野の専門家を招いての研修会を開催するなど、議員研修の充実を図るものとする。 3 議会は、議員の調査研究に資するため、各種資料の収集等に努めるとともに、会議録検索システムの充実その他の調査研究体制の整備を図るものとする。</p> <p>《第 16 条 政務活動費》 政務活動費は、市民の福祉の向上に資するための政策の提案、各種調査・研究等に活用されるものであることを認識し、交付を受けた議員は、山形市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年市条例第 20 号）及びそれに基づく規程等に定めるところにより適正に取り扱わなければならない。</p> <p>《第 17 条 議会事務局の体制整備》 議会は、議会及び議員の政策形成、調査・立案能力の向上等を図るため、議会事務局の調査、法務等に関する機能の充実及び強化に努めるものとする。</p> <p>《第 18 条 議員報酬》 議員報酬については、山形市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年市条例第 8 号）に定めるところによる。 2 議員報酬は、市民からの負託に応えるための議員活動に対するものであることを深く認識するものとする。 3 議員報酬の改定に当たっては、市政の現状や将来の展望、市民の意識と社会全体の動向を見据えたうえで決定するものとする。</p> <p>《第 19 条 議員の定数》 議員の定数については、山形市議会議員定数条例（平成 14 年市条例第 31 号）に定めるところによる。 2 議員の定数の改定に当たっては、この条例に規定する議会及び議員の活動原則を踏まえつつ、市民からの負託に応え得る人数を基本として、市政の現状や将来の展望、市民の意識と社会全体の動向を見据えたうえで決定するものとする。</p>
現況及び取組実績		<p>【第 1 回検証以降の取組】</p> <p>《第 15 条》 ◆議会タブレット端末の導入（令和 3 年 11 月～） ◆議員研修会の実施 H30 自治体ガバナンス-議会改革と市民参加を視点として R1 エリアリノベーションと公民連携 R2 中止 R3 地方議員とコンプライアンス～政務活動費を中心に～ R4 議会基本条例の原点に立ち戻り、次任期のイメージを広げる R5 地方議会の役割と議会改革の必要性 ～議会・議員の政策提案力アップで住民福祉向上を目指す～</p> <p>《第 16 条》 ◆政務活動費の手引き・要領の見直し （現行規定は令和 5 年 4 月から適用） ◆政務活動費の減額 （令和 2 年 6 月定例会で、令和 2 年度の政務活動費を年額 120 万円から 60 万円とする改正を行った ※新型コロナウイルス感染症対策に伴う特例措置） ◆政務活動費について、領収書、活動・視察報告書を議会ホームページ上で公開（令和 2 年 7 月～） ◆政務活動費について、会計帳簿を議会ホームページで公開（令和 3 年 7 月～）</p>

実績評価	達成	未来やまがた・令政会
	一部達成	新翔会・緑政会・公明党・無会派
今後の 取組方針	継 続	新翔会・未来やまがた・令政会
	【理由】 (新翔会) ・ 専門家を招いた研修会を毎年実施しているが、さらに強化すべきである。 ・ 議会事務局の調査・立案能力をさらに強化すべきである。	
	改善・拡充	緑政会・公明党・無会派
	【理由】 (緑政会) ・ 情報連絡体制のDX化や効率化などを踏まえた議会タブレット端末のさらなる活用が必要である。 (公明党) ・ 活動基盤の整備・充実が図られてきたが、議員の資質向上と調査・政策形成能力の向上には不断の努力が必要不可欠である。 (無会派) ・ 政務活動費の見直しや議会タブレット端末の導入など前進した面があるが、常に改善を図っていく必要がある。	
	【今後の方針】 □名称変更も含めた議会事務局の体制強化について 議会事務局の法務政策形成及び政策立案能力の充実を図るため、名称の変更を含めた体制強化について検討していく。 □情報連絡手法の検討について 議会タブレット端末等を活用した情報連絡手法について検討していく。	

No.⑥	検証項目	危機管理体制の整備
関連条文	《第3条 危機管理》 議会は、大規模災害等の不測の事態が発生した場合において迅速かつ機動的に活動できるよう、危機管理体制の整備に努めるものとする。	
現況及び取組実績	【第1回検証以降の取組】 《第3条》 ◆山形市議会災害時対応マニュアルの改正（主なもの） <ul style="list-style-type: none"> ・「5訓練」を加えて運用（平成30年11月） ・連絡手段に議会導入タブレットを加えて運用（令和4年3月） ・連絡手段にLINEを加えて運用（令和4年6月） ◆山形市議会新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（令和2年5月8日～令和5年4月30日）	
実績評価	達成	新翔会・緑政会
	一部達成	未来やまがた・公明党・令政会・無党派
今後の取組方針	継続	新翔会・緑政会・令政会・無党派
	改善・拡充	未来やまがた・公明党
	【理由】 （未来やまがた） ・災害発生時などの際に議会機能を維持するための方策を確かなものとするため、さらなる調査・研究が必要である。 （公明党） ・避難訓練を実施しているが、議会単独での実施にとどまっているため、執行部との共同開催などさらなる拡充に向けた取り組みを検討する必要がある。	
	【今後の方針】 □山形市議会災害時対応マニュアルの見直しについて 近年多発する激甚災害に対応するため、山形市議会災害時対応マニュアルの見直しについて検討していく。	

No.⑦	検証項目	検証及び評価
関連条文	<p>《第 21 条 見直し手続》 議会は、必要に応じ、この条例の目的が達成されているかどうか検証を行うものとする。 2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、この条例の改正その他の適切な措置を講ずるものとする。</p>	
現況及び取組実績	<p>【第 1 回検証以降の取組】 《第 3 条》 ◆議長へ検証結果報告書を提出（平成 30 年 11 月 21 日）</p>	
実績評価	達成	新翔会・緑政会・未来やまがた・公明党・令政会・無党派
今後の取組方針	継続	新翔会・緑政会・未来やまがた・公明党・令政会
	改善・拡充	無党派
	<p>【理由】 （無党派） ・平成30年に実施した前回の検証から今回の検証までの期間が長くなっているため、期間の定めを設けるなどの改善が必要である。</p>	
	<p>【今後の方針】 <input type="checkbox"/> 検証頻度及び評価について 山形市議会基本条例の検証頻度について、5年サイクルを基本としながら、必要に応じて適宜実施することについて検討していく。</p>	

5 むすびに

今回の検証では、平成30年に実施した基本条例の検証以降の取り組みを中心として、実績の評価や今後の取組方針等の検討を行ったことで、現状における課題の共有が図られた。

今後は、検証結果に基づき、取り組むべきものは早急を実施するとともに、具体的な取り組みの確認には至らなかった案件についても、継続した協議・検討が必要であるとする。

また、検証の時期など検証の在り方そのものについても改善すべき点があったことから、次回の検証に反映させていくこととした。

最後に、山形市議会は基本条例の理念のもと、不断の努力により、これまで以上に市民に信頼され、開かれた議会となるよう取り組んでいく。